

2025 年度 傾斜的研究費（全学分）生成 AI 利用支援 研究報告書

※本学 HP での公表を前提に記入してください。

【研究費区分】：生成 AI 利用支援

【所属】：法学政治学研究科(法学部)

【氏名】：山神清和

【氏名フリガナ】：ヤマガミキヨカズ

【職】：教授

【研究課題名】：AI モデル構築時の学習と著作権法

【研究実績の概要】

生成 AI の学習と著作権をめぐるっては、わが国においては、著作権法第 30 条の 4、同第 47 条の 4、(ローカル LLM の私的構築のみ)同第 30 条などにより原則許容され则认为られている。日本法の最大の特徴は、「非享受目的」であれば商用 AI 学習も原則許容し得ることにある。

一方、米国・欧州でも多数の訴訟が提起され、いくつかの裁判例が登場しているが、米国では、AI 学習が「フェアユース」に当たるかが主要争点とされ、欧州では EU 著作権指令上の「TDM (Text and Data Mining) 例外」に由来する各国著作権法の例外規定の適用が問題とされている。

まず米国では、Thomson Reuters v. Ross Intelligence, 2025 WL 458520 (D. Del. Feb. 11, 2025)が、判例データベース Westlaw において編集者が独自にまとめた「ヘッドノート (判例要約)」部分を AI 学習に利用した行為について、フェアユースを否定した。このような結論に至ったのは、被告側の利用目的が、競合サービス構築であり、原告のデータベースサービスとの関係で被告側サービスの市場代替性が強い点が重視されたためである。これは利用態様によっては、AI 学習に対してフェアユースが否定されることを示した初の裁判例となる。

その他の裁判例の紹介は省略するが、米国法のもとでは、「適法取得されたデータによる学習」には一定の許容余地を示しつつも、海賊版データの利用や、生成物が元作品を再現・代替する場合にはフェアユースを否定する傾向にあると言える。

ドイツにおいては、写真家が、AI データセット「LAION-5B」を構築した非営利団体 LAION を提訴した事件(OLG Hamburg, 10.12.2025 - 5 U 104/24)において、AI 用データセット構築は(著作権法 44 条 b にいう)TDM の一種であり、LAION は非営利組織であり、AI 研究促進のためにデータセットの公開を行っていることから、著作権法 60 条 d の「研究機関」に当たるとされたため、結論として、著作権侵害が否定された。

AI モデル構築と学習の関係で特に問題とされるのは、商用生成 AI によるものであり、その意味で本判決の射程は短いものの、間接的に本件データセットが商用生成 AI に利用されたとしても結論は変わらないと判示したところが実務的には影響が大きいと言えよう。

以上